

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」新旧対照表

改正後	改正前
<p>一～三 1 (1) (略)</p> <p>(2) <u>(1) 以外の不正行為等があった場合</u></p> <p>① 建設業法の規定(第 19 条の 3、第 19 条の 4、第 19 条の 5、第 24 条の 3 第 1 項、第 24 条の 4、第 24 条の 5 並びに第 24 条の 6 第 3 項及び第 4 項を除き、入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項を含む。)、入札契約適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は住宅瑕疵担保履行法第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 10 条第 1 項の規定に違反する行為を行ったとき</p> <p>指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第 11 条、第 19 条、第 40 条、第 40 条の 3 違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>一～三 1 (1) (略)</p> <p>(2) ① <u>(1) 以外の場合において、建設業法の規定(第 19 条の 3、第 19 条の 4、第 19 条の 5、第 24 条の 3 第 1 項、第 24 条の 4、第 24 条の 5 並びに第 24 条の 6 第 3 項及び第 4 項を除き、入札契約適正化法第 15 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 24 条の 8 第 1 項、第 2 項及び第 4 項を含む。)、入札契約適正化法第 15 条第 2 項若しくは第 3 項の規定又は住宅瑕疵担保履行法第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 10 条第 1 項の規定に違反する行為を行ったとき</u></p> <p>指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第 11 条、第 19 条、第 40 条、第 40 条の 3 違反等がこれに該当するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p>

2 具体的基準

(1) 業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a～b （略）

c 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の4第7項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上営業停止処分を行うこととする。

d （略）

三2（2）～三2（3） （略）

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は、次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。

① 建設工事の施工等に関する法令違反

i～ii （略）

iii 宅地造成及び特定盛土等規制法違反、廃棄物処理法違反
役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合

2 具体的基準

(1) 業者の業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反）

a～b （略）

c 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合（独占禁止法第7条の2第18項に基づく通知を受けた場合を含む。）は、30日以上営業停止処分を行うこととする。

d （略）

三2（2）～三2（3） （略）

(4) 建設工事の施工等に関する他法令違反

他法令違反の例は、次のとおりであるが、監督処分に当たっては、他法令違反の確認と併せて、当該違反行為の内容・程度、建設業の営業との関連等を総合的に勘案し、建設業者として不相当であるか否かの認定を行うこととする。

① 建設工事の施工等に関する法令違反

i～ii （略）

iii 廃棄物処理法違反
役員又は制令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合は

は15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv～v (略)

三2(5)～五 (略)

六 施行期日等

- ① この基準は、平成15年4月1日から施行する。
この基準は、平成18年1月19日から施行する。
この基準は、平成20年5月9日から施行する。
この基準は、平成21年11月16日から施行する。
この基準は、平成24年11月27日から施行する。
この基準は、令和元年6月13日から施行する。
この基準は、令和5年1月19日から施行する。
この基準は、令和6年1月16日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。

15日以上、それ以外の場合で役職員が刑に処せられたときは7日以上の営業停止処分を行うこととする。

iv～v (略)

三2(5)～五 (略)

六 施行期日等

- ① この基準は、平成15年4月1日から施行する。
この基準は、平成18年1月19日から施行する。
この基準は、平成20年5月9日から施行する。
この基準は、平成21年11月16日から施行する。
この基準は、平成24年11月27日から施行する。
この基準は、令和元年6月13日から施行する。
この基準は、令和5年1月19日から施行する。
- ② この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用する。